

早川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の 人件費率
令和 6年度	859人	2,755,047千円	315,926千円	505,604千円	18.4%	16.8%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

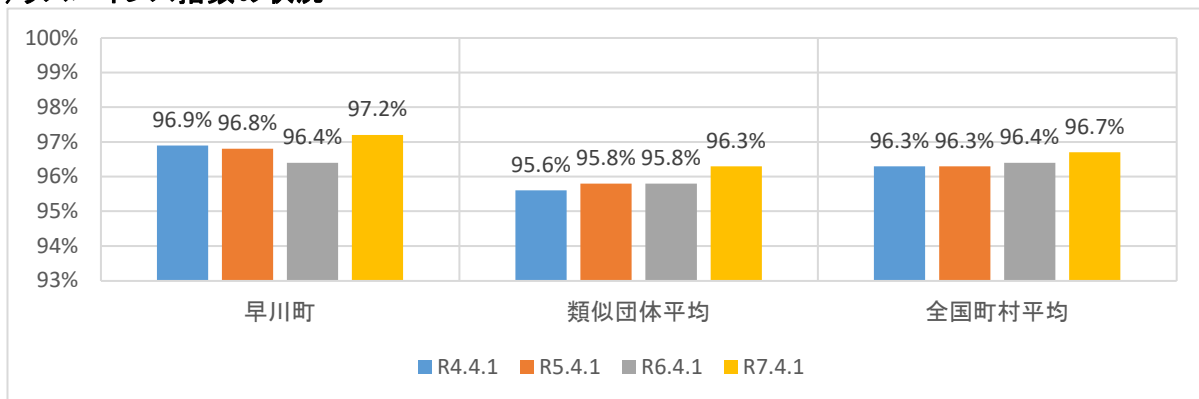
区分	職員数 A	給与費				り 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	52人	185,763千円	18,665千円	73,262千円	277,690千円	5,340千円	5,890千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率)) により算出。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

早川町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)		

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し [実 施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げを実施。
(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

※早川町は地域手当の対象外地域となります。

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
早川町	41.1歳	317,200円	361,283円	337,081円
山梨県	42.7歳	336,855円	413,968円	371,295円
国	41.9歳	332,237円	-	414,480円
類似団体	41.4歳	314,470円	364,463円	341,301円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
早川町									
山梨県									
国									
類似団体									

区分	参 考		
	年収(ベース試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
早川町			

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
早川町	33.3歳	276,800円	319,900円	294,100円
山梨県	37.4歳	346,661円	406,163円	368,565円
国	44.2歳	346,980円	-	395,165円
類似団体	39.9歳	297,645円	329,615円	312,827円

④看護・保健職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
早川町	32.4歳	290,600円	317,900円	290,600円
山梨県	41.4歳	364,292円	427,918円	387,904円
国	48.2歳	333,346円	-	375,323円
類似団体	44.9歳	318,772円	362,443円	334,724円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		早 川 町	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	213,600円	226,728円	220,000円
	高校卒	188,000円	195,472円	188,000円
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,600円	347,400円	372,000円	396,200円
	高校卒	224,300円	311,700円	345,700円	383,800円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-

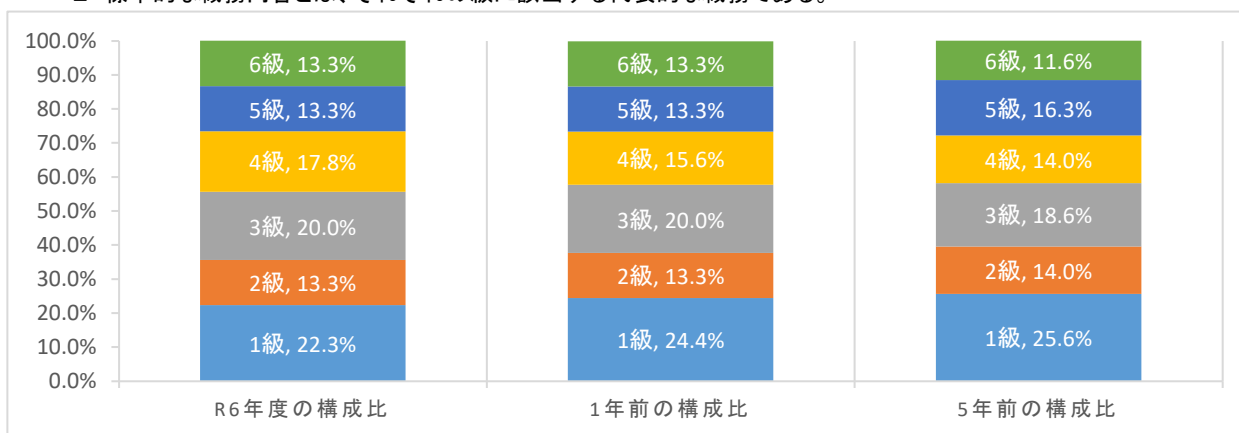
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	複雑困難な業務を掌る課長、局長、室長、及び所長で町長が規則で定める職務会計管理者の職	6人	13.3%	355,200円	415,700円
5級	課長、主幹	6人	13.3%	321,300円	398,200円
4級	副主幹	8人	17.8%	298,800円	386,100円
3級	主査	9人	20.0%	265,300円	354,700円
2級	主任	6人	13.3%	230,000円	308,500円
1級	主事、主事補	10人	22.2%	183,500円	258,100円

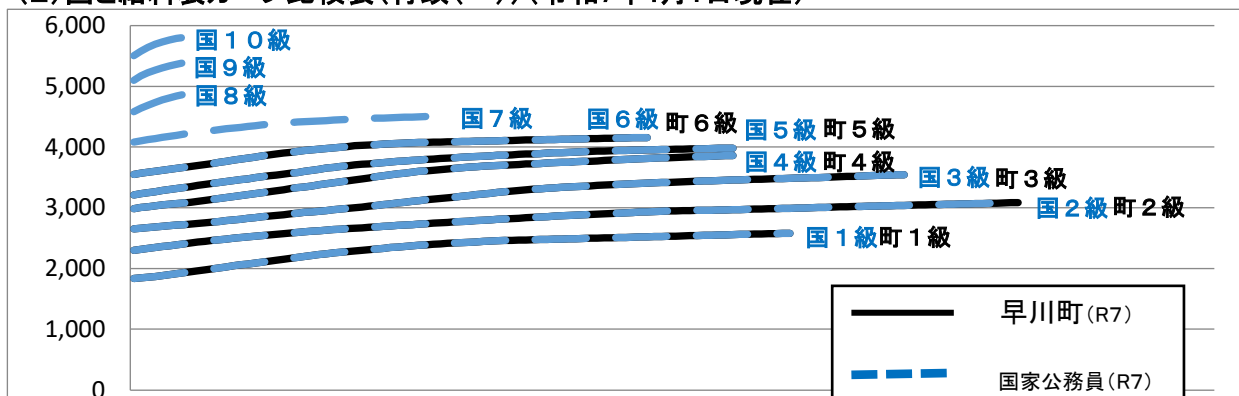
(注) 1 早川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国と給料表カーブ比較表(行政(一))(令和7年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(早川町)

令和6年度中における運用 までにおける運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

早川町	山梨県	国
人当たり平均支給額(令和6年度 1,492千円	人当たり平均支給額(令和6年度 1,695千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の階級、職務の等級による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の階級、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の階級、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(早川町)

令和7年度中における運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

早川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度	47.7090月分	47.7090月分	最高限度	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
(退職時特別昇給)					
1人当たりの平均支給額	0千円	0千			

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

実績なし ※早川町は地域手当の対象外地域となります。

(4)特殊勤務手当

実績なし

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	7,888千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	171千円
支給実績(令和5年度決算)	6,735千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	137千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	国の制度との 異動	国の制度と異 なる内容	支給実績 (R6年度決 算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養人数に応じて支給	同		4,744千円	263,555円
住居手当	借家等に対して 支給	同		1,913千円	136,642円
通勤手当	交通手段と距離 に応じて支給	同		3,206千円	76,333円
管理職手当	管理職(課長)に 支給	同		3,424千円	489,142円
宿日直手当	宿直者、日直者 に支給	同		2,125千円	57,432円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町長	570,000円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副町長	520,000円 (円)	840,000 円／	515,000 円
報 酬	議長	218,000円 (円)	395,000 円／	160,000 円
	副議長	174,000円 (円)	310,000 円／	140,000 円
	議員	156,000円 (円)	290,000 円／	130,000 円
期 末 手 当	町長	(令和6年度支給割合)		
	副町長	4.60月分		
	議長	(令和5年度支給割合)		
退 職 手 当	副議長	3.30月分		
	議員			
	備考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と増減理由

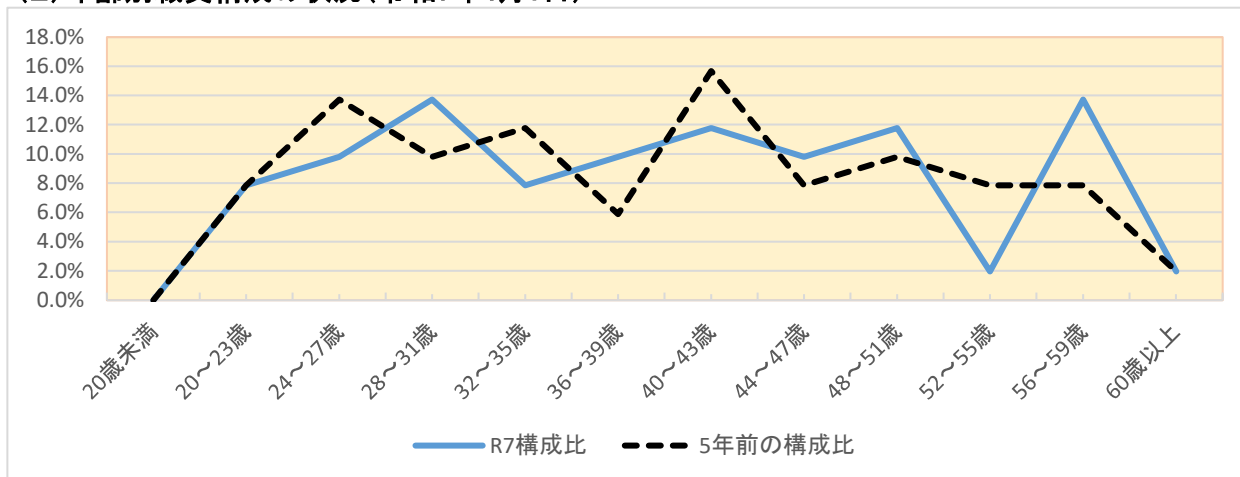
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年増減 数	主な増減理由
部門		R06	R07		
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門 計	議 会	1人	1人	0人
		総 務	15人	16人	1人
		税 務	2人	2人	0人
		労 働	0人	0人	0人
		農林水産	2人	2人	0人
		商 工	3人	3人	0人
		土 木	6人	4人	-2人
		民 生	7人	6人	-1人
		衛 生	6人	7人	1人
		計	42人	41人	-1人
	教 育	教 育	7人	7人	0人
		消 防	0人	0人	0人
	小 計	49人	48人	-1人	<参考> 人口1万当たり職員数 558.79人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 209.51人)

門 等 公 會 計 部 營 企 業	その他	3人	3人	0人	
	小計	3人	3人	0人	
合計		52人 [59人]	51人 [59人]	-1人 [59人]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日)



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
0人	4人	5人	7人	4人	5人	6人	5人	6人	1人	7人	1人	51人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	42人	42人	42人	40人	42人	41人	-1人	-2.4%
教育	6人	6人	6人	6人	6人	7人	1人	16.7%
消防								
普通会計計	48人	48人	48人	46人	48人	48人	0人	0.0%
公営企業等会計計	3人	3人	3人	3人	3人	3人	0人	0.0%
総合計	51人	51人	51人	49人	51人	51人	0人	0.0%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。